

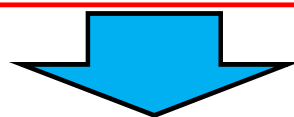
資料2-2

令和3年3月30日
川内原子力規制事務所

新検査制度の概要

検査制度見直しの背景

- 検査制度の見直しについて、これまでも検討されてきたものの、十分ではなく、平成19年6月に行われたIAEAによる総合規制評価サービス(IRRS)において見直すべき課題が指摘された。
- 福島第一原子力発電所事故後、その教訓を踏まえた新規制基準の策定による安全確保の水準を高める対応が早急に必要であったことから、検査制度については抜本的な見直しが図られておらず、平成28年1月に行われたIAEAによる総合規制評価サービス(IRRS)においても課題が指摘された。



検査制度の見直し
令和2年度から運用開始

これまでの検査制度

【規制の枠組み】

原子力事業者等に対して、安全を確保するために守らなければならない事項(規制要求)を示し、それを守ることを義務づけ。

↓
規制側は、検査にて規制要求を満たしているかを確認

【これまでの検査制度の課題】

1. 限定された検査期間

- ・事業者の保安活動を確認する検査(保安検査)は、年4回(各2週間程度)実施

2. 検査内容の硬直化／重複

- ・チェックリストを用いることによる確認事項の固定化
- ・重複のある複数かつ混みいった形態の検査

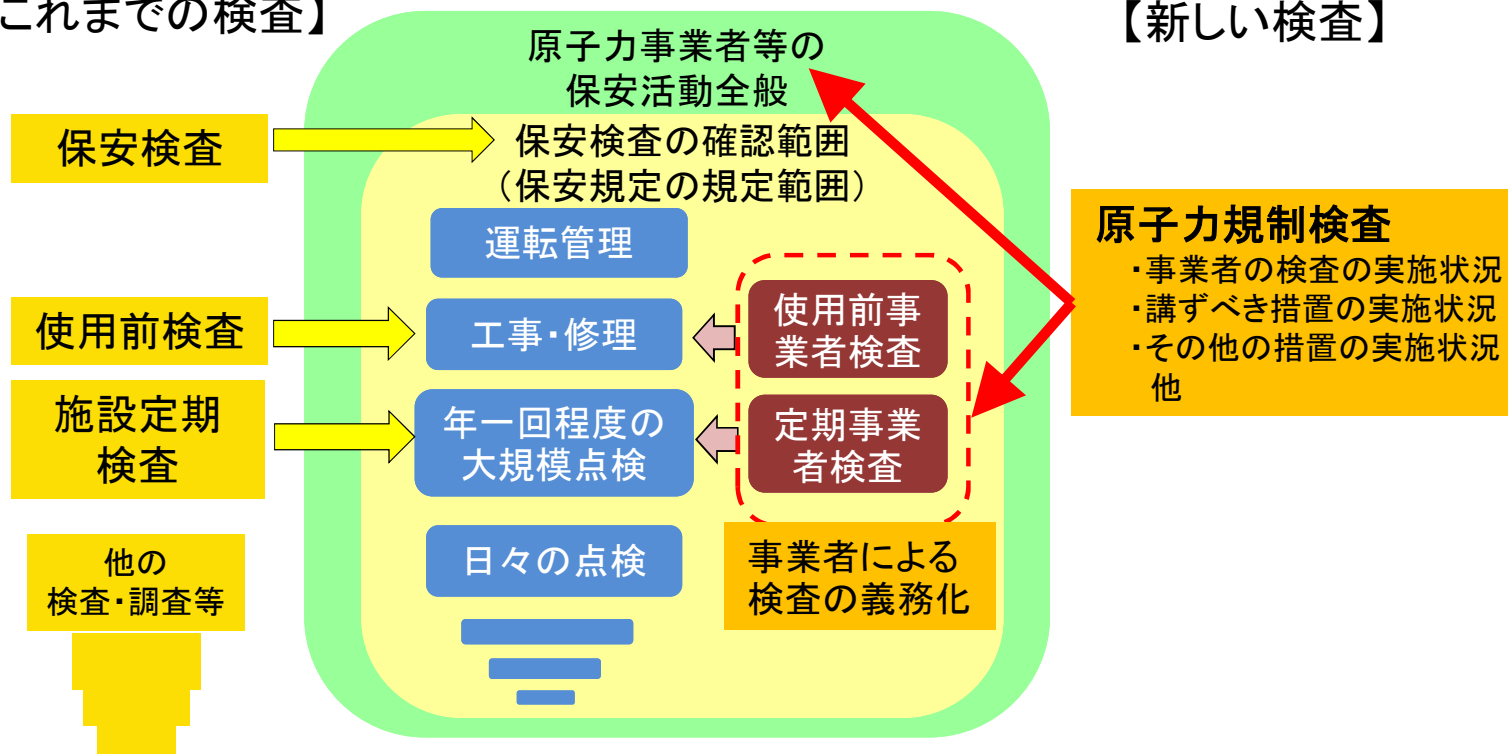
3. 原子力施設の安全を守る責任が曖昧

- ・原子力施設の安全に責任を有する者は事業者であるにもかかわらず、所在不明確
- ・使用前検査や施設定期検査等、規制機関のお墨付き主義に陥る懸念

新検査制度（原子力規制検査）


- ・ 規制要求への適合を維持することは、事業者の一義的責任であり、施設等の検査は事業者が実施する仕組みとした。
- ・ 規制機関は、事業者の全ての保安活動を監視・評価を行う。
- ・ 規制機関の検査は、原子力規制検査に一本化した。

【これまでの検査】



検査の種別

検査の種別	内容	実施者
基本検査	事業者の保安活動に対して、 <u>年間を通じて行う検査</u> であり、以下の二つの区分がある。	
日常検査	事業者の日常的な保安活動を監視する検査	各原子力規制事務所の原子力検査官
チーム検査	特定の検査対象について専門的知見から、時期を定めて行う検査	検査内容に応じて、専門的なチームを編成

基本検査等の結果  事業者の保安活動に劣化が確認

検査の種別	内容	実施者
追加検査	劣化が確認された事項に特化した検査。劣化の程度に応じて検査を設定する。	複数の専門分野の原子力検査官

検査の種別	内容	実施者
特別検査	異常な事象等の発生又は恐れがあった場合等に、立入検査と同様の検査を行い、状況を把握するもの。	検査事項に専門性を有する規制庁職員

原子力規制検査制度のポイント（1/2）

1. 検査の対象は事業者の全ての保安活動であり、検査官は、検査したい施設や活動や情報に自由にアクセスできる。
(フリーアクセス)
2. 検査官はより多くの時間を安全上重要なものの検査に使うとともに、実際の事業者の活動を現場で確認する。
(パフォーマンスベースト、リスクインフォームド)
3. 規制機関は事業者のあらゆる保安活動を監視し、安全上の問題を指摘することで事業者の改善活動を促進させる。

原子力規制検査制度のポイント (2/2)

●実際の保安活動の実績を重視: パフォーマンスベース

「規定されたルールや手順に従っているか」よりも、「得られた結果が、本来あるべき姿※に至っているか」に着眼する。

※「本来あるべき姿」とは、規制要求を満たしていることに加え、事業者が自ら設定した基準や管理目標を満たしていることも含む。

●リスク情報の活用: リスクインフォームド

定量的リスク評価や設備の重要度クラス、施設の状態、過去のトラブル事例、施設の運転経験などのリスク情報を総合的に活用する。



検査官は、リスク情報を活用し、より重要な設備や保安活動を検査対象として選定し、現場で実際の設備の状態や保安活動の実施状況を検査する。

新検査制度の運用で期待される効果

新たな原子力規制検査制度では・・・

1. 「いつでも」「どこでも」「何にでも」、規制機関のチェックが行き届く検査となる。(事業者はいつどこに検査官が来るか分からない。事業者のありのままの活動を監視)
 2. リスク情報や監視/評価の結果等を元に、安全上重要な設備や事業者の保安活動、事業者の弱点などに、より注視して検査を行うことで、効果的にトラブルに至る芽を事前に摘むことができる。
 3. 事業者の安全に対する一義的責任を明確化し、事業者の保安活動への取組状況を監視・評価することで、事業者が自ら改善していく改善措置活動(CAP)を促す。
- ⇒ 事業者自らの気付きと規制機関の気付きの双方が改善活動の契機となり、結果として、更なる安全性の向上が期待される。

令和3年3月30日
川内原子力規制事務所

原子力規制検査結果の概要

検査結果

	第1四半期	第2四半期	第3四半期
実施期間	令和2年4月～6月	令和2年7月～9月	令和2年10月～12月
日常検査	16項目 (作業管理、津波防護など)	17項目 (燃料の運搬、自然災害防護など)	13項目 (設計管理、サーベイランス試験など)
チーム検査	なし (新型コロナの影響)	3項目 (使用前事業者検査の監督、火災防護など)	5項目 (重大事故発生時に係る訓練など)
指摘事項	なし	1件 (火災防護のチーム検査)	なし

定期事業者検査関連の検査(内数)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期
日常検査	<p>定期事業者検査に対する監督 3サンプル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号機 加圧器安全弁分解検査 ・1号機 非常用ディーゼル発電機分解検査 <p>など</p>	<p>定期事業者検査に対する監督 4サンプル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2号機 加圧器安全弁分解検査 ・1号機 非常用炉心冷却系主要弁分解検査 <p>など</p>	<p>定期事業者検査に対する監督 5サンプル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号機 燃料集合体炉内配置検査 ・2号機 制御棒駆動系機能検査 <p>など</p>
チーム検査	なし	なし	<p>供用期間中検査に対する監督 3サンプル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号機 原子炉格納容器全体漏えい率検査 <p>など</p>